

回答書

2020年7月6日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿

ニッポンレンタカーサービス株式会社
代表取締役社長執行役員 藤原 徳久



2020年6月5日付で貴団体から提出された「再申入書」でお問い合わせのありました内容に対する当社の見解は、一般社団法人全国レンタカー協会が貴団体に対しご回答した、別紙2020年6月30日付「回答書」のとおりであり、別紙記載の内容をもって当社の回答といたします。

なお、当社の2020年4月1日施行貸渡約款の条番号が、同協会の標準貸渡約款と相違することから、次の表の通り条番号を読み替えていただきますようお願いいたします。

No.	回答書項番	回答書条番号	読み替後条番号（当社貸渡約款条番号）
1	2	第28条、第29条	第30条、第31条
2	3	第33条	第35条
3	4	第27条	第29条

また、回答書項番3のなお書き部分は、当社次回改定時に反映する予定です。

以上

(添付： 2020年6月30日付 一般社団法人全国レンタカー協会「回答書」)



回答書

2020年6月30日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

一般社団法人全国レンタカー協会

会長 岩崎 貞二



令和元年5月31日付でいただいた再申入書について、内部で検討してきました。その結果、所要の内部手続きを経て、「標準レンタカー貸渡約款」を再度改正し、2020年6月1日から施行しております。また、協会加盟のレンタカー会社各社においては、改正標準約款に準拠し、順次、貸渡約款の改定手続きを進めているものと承知しています。

改正の内容は以下のとおりです。

1 第18条第5項などの見直しについて

第18条第5項で駐車違反関係費用を「借受人又は運転者」に対し負担を求める規定になっていましたが、ご指摘をふまえ、「運転者」を削除し、「借受人」だけに負担を求ることとしました。

これに伴い第18条第7項及び第9項についても同様の改正を行っています。

2 第28条の見直しについて

ご指摘は、借受人が無過失であることの立証責任についてでしたが、あらためて本条について検討しました。本条はレンタカーに対する損害と第三者への損害とを一つの条文で書いていたため、整理が十分ではありませんでした。

このため、

第1項は、貸渡しを行ったレンタカー会社に対する借受人の債務不履行に基づく損害賠償責任の規定とし、借受人などが責めに帰することができない事由によるものか否かは借受人が立証することとしました。

第2項は、第1項の損害のうち一部の損害についての具体的な規定なので同項を受ける規定としています。

また、第3項を設け、同項は第三者などに対する不法行為に基づく損害賠償責任の規定とし、

- ① 借受人だけではなく、運転者が第三者などに対し損害を与えることがあるので、対象に運転者も加えるとともに

② 借受人などに故意又は過失があるか否かは、損害を受けた第三者などが立証する、こととしました。

なお、第3項で運転者も対象としたため、第29条の改正も行っています。

3 第33条などの見直しについて

ご指摘は、駐車違反をし、適切な処理をしなかった「運転者」の個人情報の第三者である当協会などへの提供についてでしたが、「運転者」の同意をとることが実務上困難なため、「借受人」だけを情報提供の対象とすることとしました。

このため、第18条第6項及び第8項についても所要の改正を行っています。

なお、不返還の場合は、個人情報保護法第23条第1項第2号に該当することから、第33条に第2項を追加し、不返還の運転者の第三者に提供される個人情報の範囲などを規定しています。

4 第27条第6項ただし書きについて

第27条第6項ただし書きについて、レンタカー会社が責任を負う場合についての立証責任に関しご指摘をいただきました。

第27条は、レンタカーが使用中に故障等により使用できなくなったときには貸渡契約が終了するとともに、その際の費用負担についてルールを定めています。

レンタカーは貸し出した後の管理については借受人又は運転者に任せており、レンタカー会社が管理をしていません。したがって、貸渡期間中のレンタカーの管理については、借受人又は運転者において適切に行っていただくことが必要です。

このため、同条第2項で、原則として、使用不能になった場合は借受人が費用負担するなどのルールを定めるとともに、第3項から第5項まででレンタカーに不具合があった場合やだれの責任でもない場合の費用負担ルールを定めています。

そのうえで、ご指摘を受け、レンタカー会社が損害賠償責任を負う場合について昨年の約款の見直しで第6項のただし書きを新たに規定しました。第6項のただし書きを追加した趣旨は、消費者の権利を拡充するものであり、貸渡し後はレンタカー会社の管理を離れるという事情の下では、同項は、必ずしも消費者の利益を一方的に害するとまでは言えず、民法第1条第2項に規定する基本原則に反するものではなく、法第10条に抵触しないと判断しております。

5 その他

改正民法が施行されたことを踏まえ、表現を適切なものにしたことなど、その他にもいくつかの改正をしております。

また、第37条遅延損害金に係る規定中に「運転者」が含まれていることに関するご指摘

ですが、この点につきましては、本来修正すべきところを修正がなされておりませんでした。そのため、標準約款中の該当部分については、当協会内で適切に手続きを行った上で、しかるべき時期に修正することとしております。

なお、この6月貴法人より複数のレンタカー会社に再申入書が送付されていることを認識しておりますが、今回再申入先となった各社はいずれも当協会の会員であり、冒頭に記載しましたとおり、また、協会加盟のレンタカー会社各社においては、改正標準約款に準拠し貸渡約款を改定し、あるいは改定予定であると承知しています。

以上